

国民年金保険料免除理由該当届

①年金手帳の基礎年金番号	②生年月日	被保険者氏名 <small>(フリガナ)</small>	備考
★ 5. 昭和 7. 平成	年 月 日		

届書コード・処理区分	届書	届書内容	③ 該 当 年 月 日	★ ④ 免 除 理 由	* ⑤ 届 出 年 月 日	*⑥ 法免継続表示	送信
6 2 1 1	免除理由該当届	★ 5. 昭和 7. 平成	年 月 日	法第89条 1. 1号該当 2. 2号該当 3. 3号該当 4. 1号・2号該当 5. 1号・3号該当 6. 2号・3号該当 7. 1号・2号・3号該当	7. 平成	1. 継続	

○免除理由に該当しても申し出により国民年金保険料を納付すること(または納付済のままにすること)ができます。
 納付申出を希望しますか。 ★ (1. はい 2. いいえ) 1. はいに"○"をしたときは、下の国民年金保険料免除期間納付申出書(任意)を記入してください。

国民年金保険料免除期間納付申出書 (任意)

○納付申出を希望する方は、下の③及び④に納付を希望する期間を記入してください。終期を指定しないときは、(★59歳11か月まで)に○を付してください。
 ※この申し出をする方は、裏面の確認事項を必ず確認してください。(記載例は裏面に記載していますので参考にしてください。)

届書コード・処理区分	届書	届書内容	③ 納 付 申 出 始 期	④ 納 付 申 出 終 期	* ⑤ 申 出 年 月 日	*⑥納付書抑止表示	送信	備考
6 3 8	免除期間納付の申出書	7. 平成	年 月	7. 平成 年 月	7. 平成	1. 納付書作成しない		

○付加年金または国民年金基金の加入状況について該当する項目に○をお願いします。

1. 現在、付加年金または国民年金基金に加入中ですか。	★ 1. 付加年金に加入している 2. 国民年金基金に加入している 3. どちらも加入していない
2. 上記の1または2に加入中の場合、納付申出後も継続して加入を希望しますか。	★ 1. はい 2. いいえ

☆国民年金保険料免除期間納付申出(任意)を同時に行う場合は、裏面の確認事項を確認したうえで申出してください。

日本年金機構理事長 あて	平成 年 月 日
住所	
氏名	印
電話	

受 付 印	
市区町村	年金事務所

1. ★印の欄は、該当する項目を○で囲んでください。2. *印の欄は、記入する必要がありません。
3. 納付申出(任意)には、国民年金手帳もしくは基礎年金番号通知書の写しを添付または原本の提示をしてください。(国民年金保険料免除理由該当届のみの場合は、添付等は不要です。)
4. 裏面の注意事項をよくお読みいただき確認欄に印をお願いします。

国民年金保険料免除期間納付申出の確認事項

納付申出は任意です。納付申出を希望される場合は、以下について確認のうえ、 欄に印()をお願いします。

- 免除に該当する期間について、すでに保険料を納付した期間がある場合、通常、その保険料は後日返還等されますが、その期間について納付申出をすることにより、保険料を納付済のままにすることができます。
- 納付申出をした期間は、国民年金保険料の納付義務が発生します。
- 納付申出をした過去期間は、原則としてさかのぼって免除に戻すことはできません。(※1)
- 納付申出をしたことにより納付された国民年金保険料は、返還することはできません(※2)。
- 納付申出をした期間は、付加年金又は国民年金基金に加入することができます(※3)が、これから付加年金又は国民年金基金に加入する場合は、さかのぼって加入することはできません。

○将来期間について納付申出される方へ

- ・付加年金又は国民年金基金の加入や国民年金保険料の前納を予定している場合は、誤って脱退になることがないように、なるべく納付申出の終期を59歳11か月で指定するようおすすめします。
- ・付加年金加入をご希望の場合は、年金事務所または市区町村窓口へ、口座振替、前納（割引有り）をご希望の場合は、年金事務所へご相談ください。

- ※1 納付期限が経過していない将来期間については、訂正の申し出により納付申出を終了することができます（将来期間については免除に戻すことができます）。また、過去期間であっても所得が少ないときなどは、免除を申請できる場合があります。
- ※2 前納保険料は、納付申出を終了することで、その一部を返還できる場合があります。
- ※3 すでに付加年金又は国民年金基金に加入されている方が平成26年3月以前に免除に該当した場合、納付申出ができるのが平成26年4月からのため、継続して加入することができません。今後も付加年金又は国民年金基金への加入を希望される場合は、再加入の手続きをお願いします。

【納付申出始期・終期の記入例】

免除該当日の前月から免除となりますので、以下の記入例のように納付申出は免除該当日の前月から指定することができます。

ただし、前月が第1号被保険者でないときは前月から指定することはできません。

○国民年金保険料免除理由の該当年月日の記入例

③ 該 当 年 月 日					
5. 昭和	2	6	年	9	月
7. 平成				1	日

○国民年金保険料免除期間納付申出書の始期及び終期の記入例

③ 納 付 申 出 始 期				④ 納 付 申 出 終 期			
7. 平成	2	6	年	8	月	7. 平成	
							年
							月
★59歳11か月まで							

- ・納付申出始期について
平成26年3月以前から免除に該当している場合は、平成26年4月以降の月を指定してください。
- ・納付申出終期について
任意の月または59歳11月まで指定することができます。

<お知らせ>

この納付申出をしなくても、10年以内の期間であれば古い期間から保険料を追納することができます。ただし、追納しようとする期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

なお、追納制度で後払いする期間は、付加年金または国民年金基金の加入や口座振替、前納等は利用できません。